

生前贈与に関する税制改正について

2024年1月現在

平素は名古屋銀行をご利用いただきまして、まことにありがとうございます。
 令和5年度税制改正により、相続税法及び租税特別措置法の一部が改正され変更となっております。生前贈与に関する主な変更内容は以下の通りです。
 つきましては「めいぎん贈与らくらく信託」のご検討・ご契約に際しパンフレットや重要事項説明書をご覧になる場合には、以下の内容を十分ご確認くださいませますようお願い申し上げます。

「2024年1月1日以後の制度変更内容」

1. 暦年課税制度における生前贈与財産の相続財産への加算期間の延長について

(※パンフレット P.8「税務上のご留意事項」及び重要事項説明書「4. 本商品における税務上の重要事項」に該当記載あり)

現行	税制改正後
<ul style="list-style-type: none"> 被相続人からその相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与によって取得した財産があるときには、その人の相続税の課税価格に贈与を受けた財産の贈与の時の価額を加算します。 	<ul style="list-style-type: none"> 被相続人からその相続開始前7年以内に暦年課税に係る贈与によって取得した財産があるときには、その人の相続税の課税価格に贈与を受けた財産の贈与の時の価額を加算します。ただし、延長された4年間に贈与により取得した財産の価額については、総額100万円まで加算されません。

2. 相続時精算課税制度に係る基礎控除の創設

(※パンフレット P.8「税務上のご留意事項」、P.10「その他」及び重要事項説明書「4. 本商品における税務上の重要事項」に該当記載あり)

現行	税制改正後
<ul style="list-style-type: none"> 相続時精算課税制度を選択すると、暦年課税制度の申告不要の非課税枠を活用した贈与を行うことができません。 	<ul style="list-style-type: none"> 相続時精算課税を選択した受贈者が、特定贈与者から令和6年1月1日以後に贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、暦年課税の基礎控除とは別に、贈与税の課税価格から基礎控除額110万円が控除されます。また、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算されるその特定贈与者から令和6年1月1日以後に贈与により取得した財産の価額は、基礎控除額を控除した後の残額とされます。

本件内容は2023年6月時点の情報に基づき作成しております。

税務のお取扱いにつきましては、お客さまのご判断のもと、所轄の税務署、弁護士・税理士等にご相談ください。

今後とも、名古屋銀行をお引き立て賜りますようお願い申し上げます。

以上